

# 第 209 期 中 間 決 算 公 告

2019年12月20日

新潟県新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1  
株式会社 第 四 銀 行  
取締役頭取 並 木 富 士 雄

中間貸借対照表 (2019年9月30日現在)

(単位:百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
現金預け金	908,805	預金	4,688,650
買入金銭債権	13,196	譲渡性預金	158,257
商品有価証券	2,240	売現先勘定	34,681
有価証券	1,502,603	債券貸借取引受入担保金	252,006
貸出金	3,382,997	借入金	444,237
外国為替	9,858	外国為替	205
その他資産	48,144	その他負債	19,432
その他の資産	48,144	未払法人税等	2,223
有形固定資産	38,833	リース債務	98
無形固定資産	13,537	その他の負債	17,110
前払年金費用	1,821	賞与引当金	1,236
支払承諾見返	12,001	退職給付引当金	654
貸倒引当金	△ 12,059	睡眠預金払戻損失引当金	2,061
		システム解約損失引当金	297
		偶発損失引当金	797
		繰延税金負債	2,581
		再評価に係る繰延税金負債	5,239
		支払承諾	12,001
		負債の部合計	5,622,340
		(純資産の部)	
		資本金	32,776
		資本剰余金	18,635
		資本準備金	18,635
		利益剰余金	210,919
		利益準備金	25,510
		その他利益剰余金	185,408
		固定資産圧縮積立金	654
		別途積立金	159,334
		繰越利益剰余金	25,420
		株主資本合計	262,332
		その他有価証券評価差額金	31,305
		繰延ヘッジ損益	△ 422
		土地再評価差額金	6,424
		評価・換算差額等合計	37,306
		純資産の部合計	299,639
資産の部合計	5,921,979	負債及び純資産の部合計	5,921,979

中間損益計算書

2019年 4月 1日から  
2019年 9月 30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	42,594
資金運用収益	23,956
(うち貸出金利息)	(15,354)
(うち有価証券利息配当金)	(8,326)
役務取引等収益	7,751
その他業務収益	3,662
その他経常収益	7,223
経常費用	33,131
資金調達費用	1,896
(うち預金利息)	(362)
役務取引等費用	2,845
その他業務費用	914
営業経費	21,446
その他経常費用	6,028
経常利益	9,463
特別損失	10
税引前中間純利益	9,452
法人税、住民税及び事業税	3,180
法人税等調整額	△ 687
法人税等合計	2,492
中間純利益	6,960

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 2年～20年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年～9年)に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,709百万円であります。

##### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) システム解約損失引当金

システム解約損失引当金は、将来予定している当行と株式会社北越銀行との合併後の銀行において採用するシステムへの移行に伴い、現在利用しているシステムの中途解約に係る損失見込額のうち当行の負担額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号2002年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによるヘッジによるヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。

9. 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当行の当事業年度において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金勘定の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

**注記事項**

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 7,060 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,288 百万円、延滞債権額は 40,573 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のいからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 3,318 百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で

破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,677 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 49,857 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,020 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 739,838 百万円

担保資産に対応する債務

預金 43,306 百万円

売現先勘定 34,681 百万円

債券貸借取引受入担保金 252,006 百万円

借入金 444,237 百万円

上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券 20 百万円及び有価証券 1,105 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 3,386 百万円、中央清算機関差入証拠金 30,000 百万円及び保証金 856 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,208,668 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,131,613 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法(1991 年法律第 69 号)第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 54,517 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 75,987 百万円であります。

12. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.07%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 117 百万円及び株式等売却益 5,457 百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 2,003 百万円、貸出金償却 1,170 百万円、株式等売却損 1,998 百万円及び株式等償却 560 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「その他の資産」中の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(2019年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	62,029	63,292	1,263
	社債	2,051	2,072	21
	小計	64,080	65,364	1,284
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	社債	90	89	△0
	小計	90	89	△0
合計		64,170	65,454	1,283

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2019年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	6,592

(注)上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券(2019年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	85,421	45,714	39,706
	債券	797,953	787,183	10,769
	国債	316,901	310,775	6,126
	地方債	299,089	295,858	3,230
	社債	181,962	180,549	1,412
	その他	290,011	269,575	20,435
	うち外国債券	198,997	189,622	9,374
	小計	1,173,385	1,102,473	70,912
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	20,355	25,079	△4,723
	債券	35,625	36,024	△399
	国債	7,296	7,450	△154
	地方債	6,735	6,743	△7
	社債	21,592	21,830	△237
	その他	199,090	220,135	△21,045
	うち外国債券	7,002	7,018	△16
	小計	255,071	281,239	△26,168
合計		1,428,457	1,383,713	44,744

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,361
その他	1,467
合計	3,828

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以

下、「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、1,086 百万円(うち株式 560 百万円、債券 526 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。債券については、時価が取得原価に比べて 30%以上下落している場合や、発行会社の財務状態などを勘案し、減損処理を行っております。株式及び証券投資信託については、期末日における時価が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行うほか、時価が 30%以上 50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態などにより時価の回復可能性を判断し減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,577 百万円
退職給付引当金	3,009 百万円
減価償却費	1,458 百万円
有価証券償却	852 百万円
その他	3,646 百万円
繰延税金資産小計	13,545 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,339 百万円
評価性引当額小計	△1,339 百万円
繰延税金資産合計	12,206 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△13,439 百万円
退職給付信託設定益	△1,061 百万円
その他	△286 百万円
繰延税金負債合計	△14,787 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△2,581 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 8,828 円 32 銭

1株当たりの中間純利益金額 205 円 6 銭

潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当行は、2019 年 9 月 27 日付の臨時株主総会決議により、当行の完全子会社である第四証券株式会社(以下、「第四証券」)の全株式を、当行の完全親会社である株式会社第四北越フィナンシャルグループ(以下、「第四北越フィナンシャルグループ」)に、現物配当として交付することを決定し、2019 年 10 月 1 日に実施いたしました。これにより、第四証券は第四北越フィナンシャルグループ直接保有の完全子会社となり、当行の子会社に該当しなくなりました。

なお、第四証券は 2019 年 10 月 1 日付で「第四北越証券株式会社」へ商号を変更しております。



中間連結貸借対照表 (2019年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	910,178	預金	4,673,761
買入金銭債権	13,196	譲渡性預金	151,517
商品有価証券	2,330	売現先勘定	34,681
有価証券	1,505,354	債券貸借取引受入担保金	252,006
貸出金	3,367,384	借入金	453,260
外国為替	9,858	外国為替	205
その他資産	102,202	その他負債	43,464
有形固定資産	40,745	賞与引当金	1,421
無形固定資産	13,701	退職給付に係る負債	6,309
繰延税金資産	946	役員退職慰労引当金	21
支払承諾見返	12,001	睡眠預金払戻損失引当金	2,061
貸倒引当金	△ 15,009	システム解約損失引当金	297
		偶発損失引当金	797
		特別法上の引当金	11
		繰延税金負債	2,553
		再評価に係る繰延税金負債	5,239
		支払承諾	12,001
		負債の部合計	5,639,610
		(純資産の部)	
		資本金	32,776
		資本剰余金	25,179
		利益剰余金	214,278
		株主資本合計	272,234
		その他有価証券評価差額金	32,622
		繰延ヘッジ損益	△ 422
		土地再評価差額金	6,424
		退職給付に係る調整累計額	△ 4,719
		その他の包括利益累計額合計	33,905
		非支配株主持分	17,139
		純資産の部合計	323,280
資産の部合計	5,962,890	負債及び純資産の部合計	5,962,890

中間連結損益計算書

2019年4月1日から

2019年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	52,283
資 金 運 用 収 益	23,144
(うち貸出金利息)	(15,455)
(うち有価証券利息配当金)	(7,409)
役 務 取 引 等 収 益	9,711
そ の 他 業 務 収 益	12,089
そ の 他 経 常 収 益	7,338
経 常 費 用	42,441
資 金 調 達 費 用	1,917
(うち預金利息)	(362)
役 務 取 引 等 費 用	2,634
そ の 他 業 務 費 用	8,064
営 業 経 費	23,507
そ の 他 経 常 費 用	6,318
経 常 利 益	9,841
特 別 損 失	16
固 定 資 産 処 分 損	16
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	9,825
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,729
法 人 税 等 調 整 額	△ 773
法 人 税 等 合 計	2,955
中 間 純 利 益	6,869
非支配株主に帰属する中間純利益	351
親会社株主に帰属する中間純利益	6,517

## 連結注記表

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間連結財務諸表の作成方針

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 7社

第四リース株式会社、第四コンピュータサービス株式会社  
第四信用保証株式会社、第四ジェシーカード株式会社、第四ディーカード株式会社  
第四証券株式会社、だいし経営コンサルティング株式会社

(注) 第四証券株式会社は2019年10月1日付で、第四北越証券株式会社に商号変更しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 3社

だいし食品産業活性化ファンド投資事業有限責任組合  
だいし食・農成長応援ファンド投資事業有限責任組合  
だいし創業支援ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社

だいし食品産業活性化ファンド投資事業有限責任組合  
だいし食・農成長応援ファンド投資事業有限責任組合  
だいし創業支援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等 該当ありません。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

### 会計方針に関する事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	2年～20年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年～9年）に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,709百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. システム解約損失引当金の計上基準

システム解約損失引当金は、将来予定している当行と株式会社北越銀行との合併後の銀行において採用するシステムへの移行に伴い、現在利用しているシステムの中途解約に係る損失見込額のうち当行の負担額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、証券業を営む連結子会社における金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

## 12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 14. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

## 15. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価について、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等はデリバティブ取引を行っておりません。

## 16. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。

## 17. 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当行の事業年度において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金勘定の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

## 注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 472百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,578百万円、延滞債権額は41,302百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3,318百万円であります。  
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,677百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,876百万円であります。なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,020百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	739,978百万円
担保資産に対応する債務	
預金	43,306百万円
売現先勘定	34,681百万円
債券貸借取引受入担保金	252,006百万円
借入金	444,415百万円

上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券20百万円及び有価証券1,105百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金3,386百万円、中央清算機関差入証拠金30,000百万円及び保証金883百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,249,684百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,172,629百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 65,118百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は75,987百万円であります。
12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.44%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益5,600百万円及び償却債権取立益120百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,265百万円、株式等売却損1,998百万円、貸出金償却1,171

百万円及び株式等償却 560 百万円を含んでおります。

3. 当中間連結会計期間における中間包括利益 3,052 百万円

(金融商品関係)

中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

○金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額 (※1)
(1)現金預け金	910,178	910,178	—
(2)有価証券			
売買目的有価証券	1	1	—
満期保有目的の債券	64,170	65,454	1,283
その他有価証券	1,437,136	1,437,136	—
(3)貸出金	3,367,384		
貸倒引当金(※2)	△14,253		
	3,353,130	3,380,686	27,555
資産計	5,764,618	5,793,457	28,839
(1)預金	4,673,761	4,673,810	△49
(2)譲渡性預金	151,517	151,517	△0
(3)債券貸借取引受入担保金	252,006	252,006	—
(4)借入金	453,260	453,264	△4
負債計	5,530,545	5,530,599	△53
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,601	1,601	—
ヘッジ会計が適用されているもの	174	113	△61
デリバティブ取引計	1,775	1,714	△61

(※1)差額欄は評価損益を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引および金利スワップの特例処理を採用している取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

なお、デリバティブに対応する偶発損失引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行体の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた金額に保証料を加味して時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額（一般貸倒引当金控除前）と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率または同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額（一般貸倒引当金控除前）と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額（一般貸倒引当金控除前）に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)	2,676
②組合出資金等(※2)	1,471
合 計	4,148

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。なお、組合出資金等には、「その他資産」中の一部が含まれております。



(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2019年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	62,029	63,292	1,263
	社債	2,051	2,072	21
	小計	64,080	65,364	1,284
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	90	89	△0
	小計	90	89	△0
合計		64,170	65,454	1,283

2. その他有価証券 (2019年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	93,789	49,442	44,347
	債券	797,953	787,183	10,769
	国債	316,901	310,775	6,126
	地方債	299,089	295,858	3,230
	社債	181,962	180,549	1,412
	その他	290,011	269,575	20,435
	うち外国債券	198,997	189,622	9,374
	小計	1,181,754	1,106,201	75,552
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	21,009	25,814	△4,805
	債券	35,625	36,024	△399
	国債	7,296	7,450	△154
	地方債	6,735	6,743	△7
	社債	21,592	21,830	△237
	その他	199,090	220,135	△21,045
	うち外国債券	7,002	7,018	△16
	小計	255,725	281,975	△26,250
合計		1,437,479	1,388,177	49,302

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,086百万円（うち株式560百万円及び債券526百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。債券については、時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合や、発行会社の財務状態などを勘案し、減損処理を行っております。株式及び証券投資信託については、期末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行うほか、時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態などにより時価の回復可能性を判断し減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

当行及び一部の連結子会社では、賃貸等不動産を保有しておりますが、その総額に重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 9,019円86銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 192円2銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

当行は、2019年9月27日付の臨時株主総会決議により、当行の完全子会社である第四証券株式会社(以下、「第四証券」)の全株式を、当行の完全親会社である株式会社第四北越フィナンシャルグループ(以下、「第四北越フィナンシャルグループ」)に、現物配当として交付することを決定し、2019年10月1日に実施いたしました。これにより、第四証券は第四北越フィナンシャルグループ直接保有の完全子会社となり、当行の子会社に該当しなくなりました。

なお、第四証券は2019年10月1日付で「第四北越証券株式会社」へ商号を変更しております。